

## 社会福祉法人義栄会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 義栄会(以下「当法人」という)定款第8条および定款第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

### (評議員の報酬)

第2条 当法人の評議員報酬は支給しないものとする。

### (費用弁償)

第3条 評議員が、理事長の指示または理事会の委託を受け、評議員会に出席する場合は費用を弁償することができる。

2 費用弁償は、旅費規程に基づき、支払うことができる。

### (役員報酬)

第4条 役員には、勤務形態に応じて、報酬等を支給する。

### (常勤役員報酬等の算定方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 通勤手当については、職員給与規程に準ずる額

### (非常勤役員等報酬等の算定方法)

第6条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

### (当法人職員給与との併給)

第7条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

### (報酬等の支給方法)

第8条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与

規程に準じた日とする。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

(報酬等の日割り計算)

第9条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1(常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 300,000円
理事	月額 200,000円

別表2(非常勤役員等の報酬)

(1) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(2) 監事

	日 額
理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円